

面積積算表（除草）

番号	種別	面積計算(m ²)	除草面積(m ²)	回数	除草面積(m ²)	備考
1	①南側緩衝緑地	5,200 + 5,800 =	11,000	2	22,000	
2	②西側緩衝緑地		1,450	2	2,900	
3	③北側緩衝緑地	2,000 + 500 =	2,500	2	5,000	
4	④北側緩衝緑地斜面		7,665	2	15,330	
5	④北側緩衝緑地農道水路 (平坦部)		2,480	2	4,960	
6	⑤東側緩衝緑地		1,980	2	3,960	
	小計		27,075		54,150	
	計				54,150	

【仕 様 書】

1 名 称

西部工業団地緩衝緑地除草業務委託

2 目 的

西部工業団地内の緩衝緑地に繁茂している雑草等を除草し、良好な景観の保持と安全で快適な工業団地の環境を確保することを目的とする。

3 実施箇所

秋田市新屋鳥木町（別紙図面のとおり）

4 実施時期

契約締結日の翌日から令和8年10月30日まで

5 業務内容

- (1) 刈り取った後の草類は集積して乾燥させ、重量を軽くしてから処分場へ運搬処理することを基本とする。
- (2) 運搬処理した場合は、処分の証として、受入証明書等の写しを提出するものとする。
- (3) 除草作業については、集草・積込・運搬を含む。
- (4) 周囲の道路上に散乱した草等は、きれいに清掃除去すること。
- (5) 工作物や立木周りを除草する際は、傷をつけないよう配慮して作業すること。
- (6) 業務着手前にその目的を遂行するために必要な手順工程について書面で提出すること。
- (7) 除草回数は2回とする。作業の日程等は、事前に担当課と協議すること。

6 業務完了報告

本業務の全ての業務完了の後に、作業状況および完了の確認ができる写真を添付のうえ、業務完了報告書を提出すること。

7 業務委託料の支払

- (1) 業務委託料の支払は、検査に合格し、当該契約金額の請求のあった日から30日以内に行うものとする。
- (2) 業務一部完了報告書の提出があった場合は、その作業状況および一部完了を確認した後、請求に基づいて部分払いすることができるものとする。
- (3) 秋田市の責に帰すべき事由により業務委託料の支払が遅れたときは、当該未払額につきその遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定した率で計算して得た額の遅延利息を支払うものとする。

8 その他

- (1) 作業地周辺の通行人の安全確保には十分留意すること。
- (2) 除草の際、石や砂利等が飛散する場合があるので、注意して作業を行うこと。
- (3) 業務は、関係法令、条例および指導に基づき実施すること。
- (4) 労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分に関する基準を定める告示（労働省告示第37号）第2条第2号を遵守すること。
- (5) その他業務実施にあたり必要な事項は、担当課の指示に従うこと。

位置図

西部工業団地土地利用計画図



凡例

除草回数

2回

②西側緩衝緑地 1,450 m²

①南側緩衝緑地

5,800 m²